保険料納額告知書を発送

本年４月中旬に「保険料納額告知書」を組合員の皆様にお送りしております。すでにご確認いただいていることと思いますが、この納額告知書は令和８年度暫定保険料の目安となるものです。

令和８年４月分から子ども・子育て支援納付金賦課額の徴収が始まります。当組合の子ども・子育て支援金に係る保険料は月額610円になります。そのほか、後期高齢者支援金および介護納付金に係る保険料についても変更となりました。詳細は下の表をご確認ください。

被保険者の異動などで金額に変更がある場合は、その都度「保険料額変更通知書」によりお知らせいたします。

10月には「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送します。

令和８年度 保険料

（金額単位：円）

賦課区分＼対象者	組合員 第１種	組合員 第２種	組合員 第３種	家族	准組合員（従業員）
平等割賦課額（組合員１人につき）	（年額）79,200 （月額）6,600	（年額）79,200 （月額）6,600	（年額）24,000 （月額）2,000	—	—
所得割賦課額（組合員１人につき）	（年額） 前年中の総所得金額等 × 14/1,000 ※所得割賦課限度額 （年額）520,000	（年額） 前年中の総所得金額等 × 14/1,000 ＋ 加算額（年額）60,000 ※所得割賦課限度額 （年額）520,000	—	—	—
均等割賦課額（家族・准組合員１人につき）	—	—	—	（年額）78,000 （月額）6,500	（年額）78,000 （月額）6,500
後期高齢者支援金等賦課額（被保険者１人につき）	（年額）66,360 （月額）5,530	（年額）66,360 （月額）5,530	—	（年額）66,360 （月額）5,530	（年額）66,360 （月額）5,530
介護納付金賦課額（40歳以上65歳未満の被保険者１人につき）	（年額）71,760 （月額）5,980	（年額）71,760 （月額）5,980	—	（年額）71,760 （月額）5,980	（年額）71,760 （月額）5,980
子ども・子育て支援納付金賦課額（18歳以上の被保険者１人につき[注]）	（年額）7,320 （月額）610	（年額）7,320 （月額）610	—	（年額）7,320 （月額）610	（年額）7,320 （月額）610

注　子ども・子育て支援納付金賦課額は、18歳に達する日以後の最初の３月31日以前の子どもを除く。

○11月30日時点で未就学児である被保険者が属する世帯に対して、国からの財政支援により、未就学児１人あたり12,000円の保険料を軽減いたします。

○出産予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る当該被保険者に係る部分の保険料の軽減をいたします。

保険料の所得割賦課額は暫定賦課

保険料の所得割賦課額は前年中総所得金額等を基礎に算定します。しかし、本組合では４月１日の時点ではこの前年中の「総所得金額等」は把握できません。

そこで、前年中の「総所得金額等」が分かるまでの期間（４月～９月）は令和６年中の「総所得金額等」を基礎にして仮賦課(暫定賦課)をしております。

10月には令和７年中の「総所得金額等」を基礎に算定し、所得割賦課額の確定賦課を行い既納保険料と精算します。

10月の所得割賦課額の確定賦課については、組合員の方へ「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送し、お知らせします。

保険料の簡易計算方法

組合員と家族、准組合員の保険料の合計が、月額の調定額になります。

組合ホームページに保険料シミュレーション機能がございますので、ご活用ください。

道医師国保組合のお知らせ

組合ホームページをご活用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設し、皆様に、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。

また、各種申請（届け出）用紙はホームページからも入手できますので、組合への届け出(当組合への加入および脱退など)、その他、給付に関する申請および健康診査の助成金の請求など手続きが必要な場合は、是非ご活用ください。

その他、「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」や保健事業の一環として「健康レシピ＆エクササイズ」なども掲載しておりますので、ご覧ください。

北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/